

(論 文)

公立博物館論

——公共博物館への道——

Theory of the Public Museum

—The Way to the Communal Museum—

邊 見 端 *

Hajime HENMI

1. はじめに

我が国に博物館の知識が伝えられて既に久しい。それらを育成し、普及させることを目差した法律が出来てからも40年になる。そして、ここ10数年餘の間に建て替えによって施設設備を更新するもの、或はそれを模索するものが現われ、また各地に博物館を称する施設やそれに類似する施設の飛躍的な増加をも見ている。更に博物館の専門職員を養成する学芸員養成課程を設置する大学の数が増え、それを受講する学生数も増加している。このような状況は、一般に博物館事業の健全な発展として受け止められることであろう。しかし、博物館学や博物館史というものに感心を幾分なりとも寄せる者であるならば、そのような外見の状況に触れる時、博物館の内実と比較してむしろ暗澹たるものを感じずにはおられないはずである。

確かに、器としての建物が豪華になり、目新しい設備と耳目に訴える特別企画等々が脚光を浴び、入館者が一頃に比べて増えたのは事実である。しかし、冷静に活動内容を見渡してみると、実体の根本には何ら変化は認められない。

例えば、入館者すなわち利用者の増加をもたらしたものは、大概の場合、頻繁に行われる特別展・企画展等がもつ人々に対する一時的な吸引効果であり、或は他地域から一過性の人々を呼び込むためにとられる観光関連施設としての宣伝効果である。その証拠には、平常時に於ける地元住民の利用は殆ど見られない。それは、利用しようにも、利用に耐え得るような内容が備わっていないことに由来する。これ

は、明治このかた日本の博物館の大方に見られる常態である。

このような状態を改善するには、何はともあれ博物館の活動の本質を究め、そのあり方を理解しなければならないであろう。これを行わない限り、どんなに立派な施設や設備を設けたとしても、また如何に貴重な資料を用意したとしても、博物館としての真の活動は望めない。

そこで、これから我々国民にとって最も身近な存在である地方公共団体が設立する公立博物館のあり方について検討を試みてゆくことにする。

2. 博物館とは何か

公立博物館のあり方について考え、それを発展させるためには、先ず博物館の概念をはっきり規定しておかなければなるまい。それは、飽迄も付加物を取り除いた最も根本というべきものは何かということである。

これを的確に把握するためには、現在の博物館について概観してみる必要がある。

一般に博物館は、資料を豫め用意し、その公開のために施設・設備を設けて、利用者(入館者)に対応する。そこで扱われる資料は、通常真物としての有形資料が対象となる。それを公開するための施設は、展示室または陳列室と呼ばれる。その広さには限度があり、保有する総ての資料を並べ得ないのが普通である。それ故、別に収蔵庫が設けられ、そこに大半の資料が保管される。展示室(陳列室)では、収蔵資料の中から一定の方針に従って公開対象

*へんみ はじめ

連絡先

東京都八王子市元横山町2-5-21 幸和ハイツ402号

資料が厳選され、資料の実態と相互の関連を明らかにするために学問的な配慮に基づいて陳列され、人々の観照（観賞・鑑賞）等の利用に供される。勿論、元々保有する資料が少ない場合は、その大半を同時に公開することも可能である。すなわち、部屋が広ければ総ての資料を展示室で常時公開することが出来るのである。

そして、言う迄もなく、このような公開活動を行うために資料は、前もって収集され、分類整理され、保管され、それについての目録が作られる。これらの活動は、陳列も含めて、資料についての専門的な知識を身につけた職員（学芸員）によって行われる。そこで、館内では、彼等が専門性を更に養い、時代の進歩に取り残されることなく資料を適切に管理し、利用者に対して遺漏なく対応出来るようにするために、資料についての研究が業務の一つとして常時行われる。

一方、利用者は、資料を視覚を通して直接体験し、目的とするところのものを達成する。それは、研究や学習のみならず、知識欲の充足、娯楽等々多岐に亙る。その利用は、飽迄も利用者自身の自由意志に基づき、設置者や館員から強要されたり、特定の立場の人から指示を受けてなされるというものではない。このことは、原則として近代以降の社会に於て諒解されてきたことである。

勿論、原則としてと言ったのには、理由がある。学習上、或は職務上、自己の自由意志ではなく何らかの指図を受けて利用せざるを得ない場合が、特に基礎的な教養を身に付けていない段階ではあり得るからである。例えば、学校教育や家庭教育の一環として教師や親権者から利用を強いられることは極く当り前に行われる。こういったものは、例外的なものである。

以上が、近代以降現代に到るごく有触れた博物館の基本像である。すなわち、その活動の本質は、利用者の利用目的を充足するために、資料を整え、提供することにある。ただし、そこで行われる資料の収集・分類整理・保管・目録作成、研究活動等は、それぞれ極めて重要な欠くべからざる要素ではあるが、それらは裏方的な側面と見るべきである。従って、「博物館とは、真物たる有形資料を恒久的に公開し、人々の縦覧に供する場である」とその概念を

定義づけることが出来よう。

3. 博物館資料の性格

博物館の活動の本質は、前章で既に明らかにしたように、利用者の利用目的を充足するために、資料を整え、提供することにある。従って、人々の利用もまた、本来、博物館と呼ばれる施設としての建物それ自体を対象とするのではなく、飽迄もその場において希望する資料の提供を受け、それを自らの意志で活用することを理想とする。

その資料を一般に、博物館資料と呼ぶ。その概念について、博物館法は、

この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。と規定している（第2条第3項）。しかし、この定義は、資料の解釈を極めて狭く、しかも、教育の面に限って述べたものにすぎない。

確かに、利用に供される資料は、法が述べるように「収集し、保管し」云々という経過を必ず踏むことになる。しかし、人々の利用目的は、必ずしも展示の受け手となる、すなわち教育を受ける、知識を授けられることとは限らない。研究の場合もあれば、娯楽の場合もある。そのようなことも勘案して博物館資料の概念を規定するならば、それは、「博物館が、利用者の様々な目的を充足するために豫め準備し、その利用に供する資料」ということになる。

勿論、利用に供する個々の資料に対しては、収集の都度、適切な保存保護の措置を講ずると共に、その資料に付随、関連する情報をも、可能な限り集め、整理し、それらを資料と共に提供出来るようにしておかなければならない。

さて、そのような博物館資料にすることの出来る個々の資料には、元来、如何なる性格が備わっているのだろうか。

先ず指摘すべきことは、博物館に於ける資料と雖も、例外なく所有権が存在するということである。それは、専有する権利であり、一般に資産的なもの、すなわち金銭に換算し得るものを対象とする。従って、資料の使用権、処分権、運用に伴う収益権等は、総て所有者に帰属する。無論、所有者は、必ずしも博物館そのものとは限らず、一個人の場合もあれば、国とか地方公共団体の場合もあり、一定したもので

はない。

次に指摘すべきことは、所有者の存在にもかかわらず、その権利の及ばない属性の存在である。個々の資料は、それを研究の対象とする者にとっては研究資料、教育に用いる者にとっては教材、学習に利用する者にとっては学習材、その他利用者の側から見れば、様々な知的目的の成就のための基礎資料としての性質を具備している。それは、人類の発展に必要な不可欠な知識の源泉とも言うべき知的基礎情報を資料自体が内包することに由来する。そのような情報は、元来、資料の生成とその後の経過とに深く係わるものであり、資料とは不可分のものである。しかしながら、それは、文明の所産、或は自然の所産であることから、それを内包するところの資料自体が所有権の対象であるにも拘らず、特定の個人や特定の集団の所有には馴染まない性質のものとなっている。要するに、国民共有の、延ては人類共有の財産とも言うべきものである。

さて、そのような共有の財産としての価値に言及する場合、博物館資料の中に、「文化財」と呼ばれるものも含まれることを忘れてはなるまい。

文化財保護法は、それを次のように定義している（第2条第1項）。

この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価

値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

これらの中で、普通博物館が対象とするものは、第1号と第3号である。勿論、無形文化財を扱うもの、貝塚等を館内に積極的に取り込むものもあり、方法次第で他の号も対象に出来ない訳ではない。

いずれにしろ、歴史的、考古学的、芸術的、民俗的な資料を扱う博物館は、文化財を対象にしていると言っても過言ではない。

しからば、文化財とは何か。法に於ける定義は、既に見たように対象となる資料の範囲を示したに止まる。しかし、この定義を補足するに餘りある文言が第3条は、他の条に認められる。

（前略）文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである（以下略）

と文化財の価値について述べ、第4条第2項は、

文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、

と、その価値の帰属について明瞭に指摘し、更に続けて

これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用努力しなければならない。

としているのである。

すなわち、文化財は、一個人、或は一機関の所有物というよりも、むしろ国民、そして人類全体の共有財産としての性格が極めて強いのである。確かに個々の資料には所有権が付きまとうことになろうが、少なくともその資料が内包する文化的な情報は、人類全体の共有物と言えるのである。

こうしてみると、博物館資料は、そのもの自体に所有権が存在し、個人或は国や公共機関等に帰属する。一方、その資料自体が内包する知的基礎情報は、その所有権によって独占され得ないものであり、それは、国民、ひいては人類全体の向上に寄与し得る、謂ば国民又は人類共有の財産というべきものである。殊に、それが文化財となると、そのような傾向は更に強いと言える。

このような共有財産としての価値の存在こそ、博物館資料に備わった最も重要な性格である。そして、これの存在は、とりもなおさず博物館資料の利用が万民に対して保障されていなければならないことを意味している。

4. 公立博物館の存在意義

前章で指摘したように、資料に含まれる知的基礎情報が所有権の及ばない人類共有の財産または国民共有の財産としての価値をもつ以上、その利用は、本来、権利として保障されなければならない。

実は、このような観点から資料を捉え、それを収蔵公開する機関（施設）の存在意義を探究し、更にそのあり方を模索してゆこうとする試みは、従来の博物館学界には全く認められない。このことは、博物館が現行の法体系の中で社会教育機関（施設）に位置づけられることから、その存在意義やあり方についての論考が常にその範囲内から抜け出せずに行ったことに由来する〔注1〕。

それはさておき、我々は、生れながらにして様々な権利を保持している。それらは、周知のように近代以降に於ける先人の弛まぬ努力を通して認識され、人権として獲得してきたものである。そして、我が国に於ても現行憲法の制定に伴い、それらは国民の権利として既に公に認められるところとなっている。そのような権利の中で、博物館に於ける資料の性格と関連して取り分け注目すべきものは、「学問の自由」と「教育を受ける権利」と「勤労の権利」とであろう。何故なら、それら三権は、知識およびその源泉としての知的基礎情報に係わる権利だからである。勿論、知識に係わるということを強調するならば、「表現の自由」権に含まれる「知る権利」も当然見落とす訳にはゆかない。しかし、それは、一般に図書・文書等に於ける情報の公開を対象とする

と見做されることから、博物館資料との関係は、現状では稀薄ということになる。従って、ここでは除外する。

以下に、それら三権の内容と資料との関連を憲法の条文をもとに検討し、公立博物館の存在意義は如何なるところにあるか探究を試みることにする。

《学問の自由》

先ず「学問の自由」について、第23条は、

学問の自由は、これを保障する。

と規定している。非常に短い条文ではあるが、それは、「研究の自由と研究発表の自由を基本とし、さらに研究機関・研究発表機関組織の自由をふくむ」〔注2〕と説明されるように幅広い内容を包含している。この中で、殊に博物館と係わるものは「研究の自由」である。その自由は、単に学者と呼ばれる大学に所属したり学術的な組織に所属する者達の研究だけを対象とするものではない。あらゆる国民の研究活動の自由を保障するものである〔注3〕。

ところで、大学やその他の研究機関に所属する者であるならば、元々研究の素材としての資料の獲得には事欠かないであろう。しかし、それらの機関に所属しない者にとっては、そのような資料を思うように集めること自体が難しい。たとえ旺盛な研究意欲をもち、それなりの研鑽を積み重ねてきたとしてもである。

仮に、対象となる資料が全国に分散するものであるならば、それを求めて各地に採集しなければならない。当然、費用・労力・時間の負担が付き纏うことになる。研究機関に所属しない一般人の場合は、それらの負担を自らが背負わなければならない。その余裕がなければ、研究の継続は困難となる。勿論、このことについては、元来研究とは自らの自由意志で行うもの故、そのようなことは、研究が出来ない理由にはならないとお叱りを受けるかも知れない。尤もなことである。

しかし、物事を探究するのに最も基礎とも言うべき、すなわち初歩的な部分に関する資料は、研究のみならず教養、学習などと深く係わるものをもつことが多いので、その範囲のものについては、機会の均等が図られて然るべきである。それが図られていないとするならば、一般人にとっては、書物の上から得た知識を具体的な基礎資料に基づいて検証し、

真理を認識するという研究活動の扉をたたく手段すらも欠くことにつながりかねないのである。

従って、この条文の「自由」が「したいようにして差支えない」という範囲のものであるならば、それは、持てる者のための保障にすぎず、持たざる者は規定の枠外に追いやられることになる。当然、この自由には、憲法第14条第1項「法の下での平等」の趣旨からみて、研究を行う機会を万民に保障するという裏付けも含まれていると考えなければならない。すなわち、我々は、これの実現の一つとして学問的な基礎資料の利用について奉仕してくれる施設・機関としての博物館の存在を国民の権利、地域住民の権利として保持しているのである。

ちなみに、基礎的な、初歩的な、という表現を用いてきたが、それは飽きも抽象的なものであり、同じ対象であったとしても、その内容は、学問の進歩と共に変遷し、また社会の情勢、社会の要求によっても変化し得るものである。従って、その表現の意味するところは、個々の学問の状態と、その地に於ける人々の要求の度合いとによって定まるものである。

《教育を受ける権利》

「教育を受ける権利」について、第26条第1項は、すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。と規定する。「ひとしく教育を受ける権利」の「ひとしく」とは、憲法上の基本原則として第14条第1項が掲げる「法の下での平等」を踏えたもので、具体的には教育基本法第3条第1項が

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。と規定する。

次に、この権利の及ぶ範囲、すなわち権利に伴う保障の及ぶ範囲は、冒頭に「すべて国民」とあることから、子供のみならず成人を含む総ての国民である。換言するならば、ここで保障される内容は、学校教育にとどまるものではなく、広く社会教育等にも及ぶのである。

そこで、教育基本法第7条は、

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

と規定し、社会教育に関する国および地方公共団体の責務を明らかにしている。また、同法第11条に基づいて制定された社会教育法の第3条は、この条文の趣旨を更に具体的に示して、

国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

と定めている。すなわち、博物館を含む社会教育施設の設置・運営は、国および地方公共団体の責務であり、それは、憲法第26条第1項が規定する「教育を受ける権利」の保障を目的とするものなのである。

従って、「教育を受ける権利」の保障施設としての博物館は、住民にとって所属する地方公共団体の域内での利用が可能であり、機会均等の原則からみて無償で利用できるものでなければならない〔注4〕。そのような博物館の存在を、我々は、国民の権利、地域住民の権利として保持しているのである。勿論、言うまでもなく、博物館の利用とは、施設・設備を対象とするものではなく、そこに保管される総ての資料を対象とするものでなければならない。

《勤労の権利》

第27条第1項は、

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

と規定する。この前段が「勤労の権利」と呼ばれるものである。それは、通常、労働の意思と能力を有する者が、労働の機会の提供、またはそれに代わる保護を要求する権利と説かれる。労働の対象となる職種は、第22条第1項の「職業選択の自由」の規定により、任意に選択出来ることが保障されている。

勿論、それは、無制限の自由ではなく、職業の性格上、最低限必要な知識・技術・資格等の保持を前提とする〔注5〕。

従って、勤労の権利に基づく保護を受けるためには、その職に伴う就職要件の充足を豫め必要とする。それは、個々人の努力を通じて修得されるものであり、それに関する懸命の学習を不可避とする。

学習を必要とする者には、将来職業につく在学者のみならず、「すべて国民」すなわち既に学業を終えた者、在職者で転職を希望する者等をも含む。また、現職に止まる意思のある者の場合でも、技術革新等に伴う新知識・新技術の登場に際しては、その職務を全うし、労働の機会を維持するために、その知識・技術についての学習を必要とする。

在職中の者が、改めて学校等で学ぶことは、時間的に、或は経済的にみて不可能な場合が多い。また、たとえ入学出来たとしても、そこで教わるものだけで総てが解決する訳でもない。目的の実現のためには、何はともあれ自己の意志に基づく学習を必要とするのである。

すなわち、学習の機会の保障がなければ、勤労の権利は、片手落ちに終わるのである。ここに、知識の宝庫としての文字資料を提供する図書館と、知識の宝蔵としての有形資料を提供する博物館の存在が求められる。

要するに、勤労の権利に伴う保障を欠漏なく受けるためには、その前提に「学習権」の確立が必要であり〔注6〕、その一環として博物館の存在が不可欠なのである。すなわち、博物館の存在は、勤労の権利の前提としての国民の権利であり、地域住民の権利なのである。

ちなみに、「学習権」の存在は、国民が憲法の保障する諸権利の存在とその実態について認識するのに不可欠なものである。仮に学習が自由に行えないような状態にあるとするならば、権利についての知識を身に付ける機会は限られ、それがために権利に伴う保障を受け損なってしまうおそれが多分にあるからである。そこで、現在、

国民の学習権は、それ自体人権の一つであると同時に、その他の人権の実質を規定し方向づける意味において、まさしく人権中の人権、とりわけ基本的（基底的）な人権

と解釈されるに至っている〔注7〕。

しかし、諸権利の中で、個々の権利を不足なく充分に享受するための前提としての学習に際して博物館の存在を必要とするものは限られ、現状では、「勤労の権利」において他には認められない。それ故に、ここでは学習権ではなく「勤労の権利」の面から博物館について考えてみた。

《公立博物館の存在意義》

さて、これまで憲法の規定をもとに、博物館と国民との関係を、博物館が取り扱う資料を媒介として探究してきた。その結果、博物館は、国民総てに保障された「学問の自由」「教育を受ける権利」「勤労の権利」等の権利を国民それぞれが円滑に享受するためには不可欠な機関（施設）であることを明らかにすることができた。

それでは、それら三権の保障機関としての博物館の設置を、法はどこに求めているのであろうか。

既に紹介したように現行法規の中では、博物館は「教育を受ける権利」を保障する社会教育機関の一として位置づけられ、教育基本法は、その設置を国および地方公共団体に求めている。取り分け、社会教育法の中で、地方公共団体のうち市町村の教育委員会の事務として第5条第4号に、

所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。

と定めているところを見ると、国民が住民として構成要素の一翼を担う基礎的な地方公共団体としての市町村が、博物館等社会教育関係施設の設置・運営の基本単位に位置づけられていることを知ることができる。このことは、教育の機会均等の原則から見て、国民の総てが博物館の恩恵に均しく与るには、それが地域に密着し、地域の中で国民が住民として日常的に利用することが可能となる状態の実現の必要性を認め、それを国民に保障したものとさえよう。

ただし、ここで注意を要することは、「学問の自由」「勤労の権利」等の保障機関としての立場が法文の中では稀薄だということである。しかし、そのような性格を本来持たなければならないことは、既に述べたように扱う資料の性格から見て疑う餘地のないことである。しかも、そのような権利を保障する施設としての博物館の中には、両権を保障した憲

法の趣旨から見て、やはり国民が住民として最も身近に利用し得る市町村立のものを絶対に欠くことは出来ない。それにもかかわらず、「教育を受ける権利」保障の一環としてのみ定められた理由は、飽迄も行政処理上の便宜を考えてのことと見なさざるを得まい。

都道府県については、社会教育法第6条が

都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号及び第五号の事務を除く。）を行う<以下略>

と定めている。これは、地方自治法第2条第6項をもとに考えるならば、一般の市町村にとって「処理することが不適当であると認められる程度の規模のもの」についての処理を都道府県に対して求めたものである〔注8〕。すなわち、これに基づいて設立される都道府県立の博物館は、市町村立の博物館が住民に対して果たすべき保障の補完を目的としているということになる。

従って、公立博物館の存在意義は、地方公共団体が「学問の自由」「教育を受ける権利」「勤労の権利」等の実現を、「法の下での平等」の原則に基づいて国民一人一人に保障するところにある。すなわち言い換えるならば、住民としての国民に対して、彼らが居住地に於て資料を利用したいと考える時に、その利用が思うがままに出来る状態を権利として保障するところにあるのである。これは、器としての建物をつくり、展示室でごく少量の資料を館が一方向的に小出しに公開し、その他の大多数の資料を収蔵庫に事実上眠らせたままにし、それらに対する住民の利用を閉ざし続けている現状とは本質的に異なるものである。

5. 権利保障施設としての博物館像

地方公共団体が設置し、運営する所謂公立博物館は、年々増加の傾向にある。しかし、それらの実状は、必ずしも住民の権利を保障しているとは言い難い面をもっている。何となれば、その名称を冠した施設は、ありさえすれば事足りるというものではないからである。

しからば、住民の権利を保障する施設としての公立博物館が備うべき要件とは何か、このことについ

て次に明らかにする必要がある。

《登録博物館の指定を受けることの意義》

先ず公立博物館は、住民の権利を保障するという立場を明確にし、そのことを法律に基づいて住民に約束する必要がある。そのような状況が存在してはじめて、住民は、自らの権利を法的な裏付けをもって存分に行使することが可能となるからである。

博物館に係わる法律に、博物館法がある。これは、昭和26年12月1日に公布され、その後3箇月を経過した日から施行されたものである。その制定目的について第1条は、

この法律は、社会教育法の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。と規定する。そして以下の条文の中で、博物館としての健全な活動を行うために必要な最低限の基準が掲げられ、これを充たしたものを、申請により当該地の都道府県教育委員会が博物館登録原簿に登録し、法定の基準を充たす施設として認定する旨が定められる（第10条～第12条）。そのような法定の基準を充たして登録を受けた施設を登録博物館と呼び、これに準じるものを博物館相当施設と呼ぶ（第29条）。

ところで、博物館関係者の間には、この法律について一つの大きな誤解が可成り以前から存在しているようである。それは、この法律が博物館の保護・育成を目差してつくられたとする考え方である。これは、恐らく第1条の中に「博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り」とあることに由来するものであるらしい。そのような見方でこの法律を捉えることが定着した結果、各地の地方公共団体の中には、博物館としての施設を設置はするものの「制約が多い割には博物館にとって利点が少ない」（東北の公立系博物館関係者）との理由から登録博物館にすることを拒否する例が増加しつつあるという現象が出現するに到っているのである。

勿論、条文をまともに読むならば、この法が目的とするところは、条文後半の「もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与すること」にあることは明白である。すなわち、前半部に見られる「博物館の……健全な発達を図り」は、後半部の内容を実現するための前提を示したものにすぎない。しかも、

条文の冒頭に「社会教育法の精神に基き」制定するとあることから知られるように、この法は、本来、憲法第26条の「教育を受ける権利」の趣旨実現のために制定された「教育基本法」の精神を承けて制定されたものである。要するに「博物館法」は、憲法第26条が定める国民の教育を受ける権利の実現のための一環として制定されたのである。

それ故、公立博物館が、博物館法に基づいて登録博物館になるということは、それを設置した地方公共団体が住民に対して住民の権利を保障するということを宣言することを意味する。この法の適用を受けることによって公立博物館自身に運営上の利点が生ずるか否かということは全く別問題なのである。

従って、住民の権利を保障する施設としての公立博物館が備うべき要件の第一は、登録博物館としての認定を受け、住民に対して住民の権利を保障することを明確に約束すること以外の何ものでもない。繰り返すが、このような状況が存在してはじめて、住民は、公立博物館を住民の権利として自らの意志で自由に活用することが可能となるのである。

《入館料等徴収の是非》

憲法は、国民の諸権利の実現に際して「法の下での平等」を保障する（第14条第1項）。殊に「教育を受ける権利」は、「学習権」同様、国民が諸権利の存在を認識し、それらを自分自身のものとして獲得し、そして維持していくためには不可欠な素養を身に付けるためのものでもあることから、教育に係わる基礎的な部分については無料を原則とし、その権利の保障が不足なく国民の総てに行き互るよう心がけている。これは、4章に於て指摘したように学校教育のみならず、社会教育も例外ではない。そしてまた、「学問の自由」にしても、「勤労の権利」にしても、個々人がその社会的地位や経済的貧富の差とは関係なく平等に保障を受けられることを原則とする。

従って、博物館法は、この憲法の精神を実現するために第23条に於て

公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。

と定めて、博物館に於ける資料およびその利用に伴う施設設備の使用に際しての料金の徴収を禁じている。

現在、東京都内の公立博物館の多くは、無料で入館者を受け入れているが、これは、憲法の精神にのっとった当然の行為なのである。ところが、このようなことは、日本全体の公立博物館の中では極めて例外的なことである。例えば、府県立とか、府県庁所在地の市立博物館の大半が入館料の徴収を何のためらいもなく行っているという現実が見られる。それらの博物館がそれを徴収する根拠は、実は第23条本文の後に続く「但し書」にある。

但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

この文言が付け加えられた経緯が如何なるものであったか明らかでないが、それは恐らくこの法が制定された当時の国内の経済状態に配慮してのことであらう。博物館の建設、維持、運営、資料の収集等々には、経費がかかる。それ故、昭和26年の戦後間もない状況下でそのような住民の経済的利益に直接結びつかないものをつくることは困難であった。それに配慮しての「但し書」であったであらう。

しかし、今は状況が違う。この「但し書」にしがみつかなければならない理由はどこにもない。しかも、憲法が、国の最高法規としてその条規に違反する法律の存在を拒否している〔注9〕以上、憲法の精神に悖るこの「但し書」の内容は当然否定されなければならない。それにもかかわらず、入館料等を徴収し続けるのは、行政の怠慢である。

第18条に

公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

とある。そこで、入館料等の徴収については、条例の中で定められることになるが、本来、無料が原則である以上、地方公共団体は其中で有料としなければならない根拠を住民に示し、その解消を行政としての努力目標とすべきなのである。住民にしてみれば、その努力目標が達成しつつあるか否かがわかるならば、それを現首長が行政担当者として適任か不適任かということについての判断を下す際の材料の一つになし得るというものである。ところが、殆どの地方公共団体は、条例で入館料の徴収について定めはするものの、それを徴収しなければならない

い理由を示すことはない。

このようなことが長年に亘って横行してきた原因は、博物館法の内容と、公立博物館の存在意義が利用者としての住民に知られていないことにある。そのみならず、この第23条の本文の存在意義を知らない博物館人が多い〔注10〕ということも原因の一つであろう。入館料無料は、憲法に保障された住民の権利である。公立博物館の設置者とその職員は、是非このことを認識しなければならない。

《開館日・閉館時刻の問題》

博物館は、一般に月曜及び年末年始を休館とするところが多い。そして、公立の場合は、公務員の勤務時間に合わせて午前9時開館、午後4時半入館終了、同5時閉館となっている。

果して、これで、住民の多様な利用希望に応えることが出来るのであろうか。平日の場合、成人の多くは職務についている。その勤務が終わるのは早くとも4時半である。小・中・高校生ですら、4時半までの間に入館できる者は極く僅かに止まる。ということは、月曜から金曜までは、大半の人が必要に迫られたとしても全く利用出来ないことを意味する。従って、利用が可能なのは、僅かに土曜の午後の2～3時間と、日曜日であろう。それらの総てを使って、月曜から金曜に到る間の学習なり、研究なりを纏めて行うなどということは至難の業である。場合によっては、土曜日曜まで待つことによって学習や研究そして職務遂行の上で不利益を蒙らないとも限らない。これでは、権利の保障には程遠い。

大多数の人々が利用しにくい時間帯に開館していて、利用しやすい時間帯を前にして閉館することは問題と言わざるを得ない。本来、この種の施設の存在意義は、地方公共団体が住民に対して彼らの必要とする時に直ちに自由に利用できるように保障するところにある。このことに抵触するのである。これを解決するには、年中無休を建前とし〔注11〕、毎日の閉館時刻は、小・中・高校生であるならば下校後、職務従事者であるならば退勤後充分に活用出来るような時間的余裕を考えて設定すべきである。地域によって事情は異なるであろうが、現状では早くとも午後8時頃、交通事情に恵まれた都道府県庁所在地等の都市部ならば午後10時頃とすべきであろう〔注12〕。勿論、単に開館するのみならず、その時間

帯に正規の職員、取り分け学芸員が常時館内に詰めていることを原則としなければならない。

これらの実現のためには、職員の労働条件等に係わる様々な問題が解決されなければならないことは十分に承知している。それらを住民の権利の保障のために処理してゆくのも地方公共団体の職員に求められる行政職従事者としての能力の一つであろう。

《公開対象資料の範囲》

博物館で現在住民が利用出来る資料は、一部の例外を除くならば、展示室に陳列してあるものに限られる。しかも、展示室に陳列可能な資料の数は極めて少なく、それは全収蔵資料の極く一部分にすぎない。それ故に展示に供される資料は、基礎的な謂ば知識の概要を示すに足る典型とでも言うべきものとか、耳目に訴えるようなものとかが厳選される。そこで、小・中・高校生や、その資料についての知識をもたない人々にとっては、恐らく満足出来るものとなっているに違いない。

しかし、そのような基礎を既に身に付け、疑問や関心の赴くところのものについて自らの力で探究してみたいという気持ちを懐いている人の場合は、最早展示室の資料だけでは飽き足らないであろう。そして又、展示室に陳列する資料の選択とその排列は、飽きも館員の知識と経験と能力の範囲内で行われるものであるから、観る側の人間が館員のそれを越えている場合も当然、そこにある資料だけでは到底満足出来ないはずである。

更に、既に述べたように公立博物館の存在意義が憲法の定める「学問の自由」「教育を受ける権利」「勤労の権利」等の実現を「法の下での平等」の原則に基づいて住民一人一人に対して地方公共団体が保障するところにあり、そこに保管される資料が人類共有の財産としての価値を内包しているということを考え合わせるならば、展示室で、それも膨大な収蔵資料の中から館員が選択した少数の資料のみを利用者が一方的に見せられるという現状は、疑問と言わざるを得ない。

博物館法が第3条第1項第3号に於て既に促しているように、利用者のための研究室を設け〔注13〕、利用者の求めに応じて館員がそこに資料を収蔵庫や展示室のケース内から取り出して来て提供するようにならなければならない。そして、利用者がそれを直

接観照し、研究なり学習なりが出来るようにすべきである。そのような体制が実現してはじめて、博物館は、憲法が定める住民の権利を保障する機関となり得るのである。

ちなみに、現在、多くの博物館が研究室或はそれと同様のものを設けているが、しかし、それらは極めて少数の例外を除くならば大半が利用者のためのものではなく、博物館の裏方とも云うべき館員（学芸員）の専用施設にすぎない。博物館の本質を考えるならば、研究室を同時に二つ設けることが難しい場合は、利用者専用とも云うべきものを先ず設置し、館員専用のものは後にすべきである。勿論、利用者専用の研究室の内容が、館員のそれに比して勝ることがあっても見劣りするようであってはならない。

《博物館が扱う資料の分野》

最後に公立博物館が備うべき要件として考えておかなければならないことは、その地域の住民が必要とする資料の総てを不足なく取り扱っているかどうかという問題である。勿論、総ての資料を一括して一博物館が扱わなければならないということはない。一つの地方公共団体が設置運営する複数の博物館施設がそれぞれの性格に応じて役割の分担を計ることは可能だからである〔注14〕。

ところで、日本の各地にこれまで設置をみてきた公立博物館を概観すると、それらの大半を占めるのが特定の分野を専門的に取り扱う所謂専門博物館である。たとえ、一地方公共団体の地域内に設けられた総ての専門博物館の資料を一纏めにしたとしても、それらの資料は特定の専門領域を越えることは殆ど稀である。それは、設置運営する地方公共団体の域内に係る資料だけを扱う傾向が強いことに由来する。また仮りに、その館が自らの性格を総合博物館と位置付けていたとしても、その「総合」の意味するところは、その地域に関する総合的な知識の範囲に止まっている。しかも、実態はもっと狭く、せいぜいその地に於ける歴史や考古学や民俗や地形・地質に関する資料を取り扱うにすぎず、これらに更に加わったとしてもその地の産業や美術等の資料が扱われる程度である。これでは総合博物館とは言えない〔注15〕。それは、むしろ地域資料専門博物館とでも言うべきものである。そのようなものをもって総合博物館と呼ぶとするならば、それは、公共図

書館に例えて言うならば、郷土に関する資料を専門的に扱う郷土室とか郷土資料室などと呼ばれる一小部門をもって図書館の全体像と誤解することに等しい。

さて、我々地域住民が博物館に於て必要とする資料は、必ずしも自分の住む地域に関するものばかりとは限らない。他の区市町村や他の都道府県のみならず、外国等に由来するものをも必要とすることは今更言う迄もないことである。従って、博物館が自らの立地する地域に関わる資料だけを扱っていたのでは、住民の多岐に亙る欲求に応えることは難しいのである。住民にしてみれば、自分の住む地域に係る資料しか対象にしないような博物館ならば、そこで扱われる資料は皆見知っているものばかりということにもなりかねない。そのような博物館は、住民にとって利用価値が少なく、参考までに一度見さえすれば最早用がないということになってしまう。

すなわち、博物館には、その地域に係るものだけでなく、人間にとって必要な知識の裏付けとなる資料、そして知識を開拓するのに必要な基礎資料等の存在が求められるのである。それらの所属する分野は、歴史、考古学、民俗学に限らず、自然、産業、美術、音楽等々、我々の知識の範囲に含まれるものの総てである。従って、区市町村立の博物館ならば、少なくとも小・中・高等学校等の教科が扱うような分野の資料は、漏らさず収集保管して何時でも住民に提供することが出来るようであればならない〔注16〕。

勿論、地域に関する資料も集める必要がある。それは、地域の成り立ちを考え、今後の地域のあり方を考える上で不可欠だからである。しかし、繰り返すが、それらだけでは、地域住民の様々な知的欲求に応え、その権利を保障していくことなど到底おぼつかないのである。

6. おわりに

これまで、公立博物館のあり方について検討してきた。

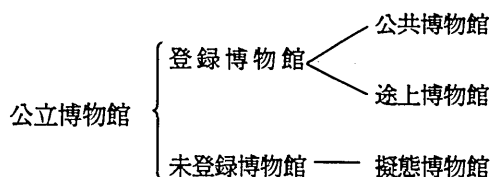
地域住民にとって、学問の自由を保障し、教育を受ける権利を保障し、勤労の権利を保障するに足る資料と、それらを思うがままに活用出来る機会と設備を備えた博物館の存在は、憲法に保障された権利

である。この権利の実現のために住民に対して奉仕することこそ、公立博物館のあり方、すなわちそのあるべき姿なのである。そして、その奉仕が遺漏なく執り行われるためには、前章で詳述したが、少なくとも次の五項目を充たしていなければならない。

- ① 登録博物館となって、住民に対し住民の権利を守る旨を約束する。
- ② 入館料等、資料の利用に係わる一切の費用は公費負担とし、利用者からは徴収しない。
- ③ 年中無休を原則とし、閉館時刻は午後8時以降とする。
- ④ 住民が直接利用出来る資料は、展示室のみならず収蔵庫等に保管してあるものも含む館内の全資料とする。
- ⑤ 収集保管し住民の利用に供する資料は、地域を限定することなく学問と知識に係わる総ての有料を対象とする。ただし、一地方公共団体が総合博物館をつくらずに複数の専門博物館のみを設立する場合は、それぞれの専門領域に於てこの原則を準用し、総ての専門博物館の全ての資料を総合した時、この原則を充たすものとする。

既述したように、公立博物館の中には、博物館法の枠外にあるものが多い。そのような博物館は、憲法や博物館法に於ける住民の権利についての認識が稀薄なのである。また、登録博物館であっても、入館料を未だに徴収し続けている不見識なものもある。それらと、本当に住民の権利を保障するために努力している博物館とを同次元で扱う訳にはゆくまい。同じ次元で扱うとするならば、権利保障施設としての公立博物館像が曖昧となり、延てはより水準の低い、設置者にとっては見せかけだけで設置運営に手輕な施設のみが横行する虞れがある。

そこで私は、ここに掲げた五項目を充たして住民の権利を保障する公立博物館を図書館の例に倣って「公共博物館」、登録博物館ではあるが入館料を徴収するなど五項目を完全に充たしていないものを公共博物館へ発展する途上にあるものとの意から「途上博物館」、未登録博物館を公共博物館に類似するものの実態を異にすることから「擬態博物館」と名付けて、それぞれを次のように截然と区別することを提案する。



そして、この区別を基に公共博物館の設立とその発展を促進し、また、地方公共団体が体裁を整えるためだけに、或はその首長が行政的成果を誇示するためだけに博物館法と言うところの公立博物館とは似ても似つかない見せかけだけの所謂公立博物館（擬態博物館および途上博物館）をつくって住民を欺くようなことを防止していかなければならないと考える。

勿論、権利というものは、憲法第12条が「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」と指摘するように、国民自身のたゆまぬ努力がなければ実を備えたものとはならない。すなわち、住民の一人一人が公共博物館の設立と維持に関心を寄せ、その実現を都道府県や市区町村に間断なく働きかけることがなければ、博物館を住民自身のためのものとして設立し維持してゆくことがおぼつかないことは言うまでもないことである。

ちなみに、登録博物館となっている私立博物館については、憲法の定める国民の権利を尊重する設置者がその私蔵資料を自主的に公開する施設と、取敢ず理解しておきたい。

最後に、今後、総ての公立博物館が公共博物館への道を歩み、そして未設置の地方公共団体にその設置が近い将来に見られるようになることを期待しつつ、擲筆することにする。

注

〔1〕社会教育法第9条第1項は、「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。」と規定している。但し、条文中の「とする」は、法令用語の用法上、

「とする」は、「である」と似ているが、後が単なる事実の説明にとどまるのに対し、前者は、いわば法的に創設するという意味や拘束的の意味をもたせて用いる。

と解釈される(山本武『地方公務員のための法制執務の知識<新版>』<ぎょうせい、平成2年第9刷刊>134頁)。すなわち、この条文が言わんとするところは、飽迄も法律上の便宜から博物館を社会教育のための機関と見做すというにすぎない。従って、博物館の存在意義は、本来、社会教育の範囲の中だけで考えるべきものではないのである。

〔2〕伊藤満憲^{憲法判例}『憲法判例憲法年表附日本国憲法』(八千代出版、昭和61年4版刊)86頁。

〔3〕小林直樹『憲法講義〔改定版〕』上(東京大学出版会、昭和50年刊)328~329頁、青山武憲『日本国憲法』(啓正社、昭和63年刊)193頁。

〔4〕宮沢俊義氏は、憲法第26条第1項が規定する教育を受ける権利について

ここにいう教育は、主としては、学校教育を意味する。高等の学校教育を受ける可能性を貧乏人にも保障しようというのである。しかし、学校教育以外の教育についても同じ趣旨がみとめられるべきであろう。たとえば図書館の整備・拡充その他の方法によって、金を使う必要なしに、教育を受ける可能性を大衆に確保することは、憲法が教育を受ける権利を保障した趣旨に合致する。

と述べておられる(『憲法Ⅱ〔新版〕』<法律学全集4、有斐閣、昭和49年再版第1刷刊>435~436頁)。文中の「その他の方法」の中に、教育基本法等で図書館と併記される博物館の整備・拡充等が含まれることは言う迄もないことである。

〔5〕「勤労の権利」「職業選択の自由」に関する基礎的な知識については、有倉遼吉編『基本法コンメンタール新版憲法』(別冊法学セミナーNo.30、日本評論社、昭和52年刊)、粕谷友介・向井久了・前田徹生編『資料日本国憲法入門』(立花書房、昭和58年刊)、並びに青山武憲、宮沢俊義両氏の前掲書を参照した。

〔6〕海老原治善「地域教育・文化の課題」(大原光憲・横山桂次編『自治体政策づくり読本』所収、総合労働研究所、昭和56年刊)89頁。

〔7〕堀尾輝久「国民の学習権と教育権」(堀尾輝久・兼子仁『教育と人権』所収、岩波書店、昭和

52年刊)35頁。

〔8〕地方自治法第2条第3項は、地方公共団体が処理する事務を例示するが、その第5号に、「学校、研究所、試験場、図書館、公民館、博物館、体育館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音楽堂その他の教育、学術、文化、勸業に関する施設を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制し、その他教育、学術、文化、勸業に関する事務を行うこと。」とあり、これに関連して同条第6項は、「都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第三項に例示されているような第二項の事務で、<中略>一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模のものを処理するものとする。<以下略>」と定めている。

尚、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」(昭和48年11月30日、文部省告示164号、以下「公立博物館の基準」と略称)第3条第1項は、「都道府県は、総合博物館又は人文系博物館及び自然系博物館を設置するものとする。」と定めている。

〔9〕憲法第98条第1項は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定している。

〔10〕これについての責任は、博物館学界にある。従来の博物館学は、皮相的な博物館観に基づく観念的な在方論や運営論、或はそれらに基づく技術論に終始することが多く、本来、学問としての立脚点としなければならないはずの国民(利用者)の権利を充足(保障)するという視点に欠けていた。従って、大学に於ける博物館の学芸員を養成する課程の講義もその範囲内で行われることが多かった。それは、「博物館学」や「博物館概論」などと銘打った大学生向けの教科書或は参考書として使われる書籍を見るならば一目瞭然である。それ故に、博物館・博物館人の多くが博物館法第23条本文の存在意義に加えて、その他の利用者の権利についても全く無理解、無策であることが多いのである。

- [11]「公立博物館の基準」第10条第1項は、「博物館の一年間の開催日数は、二百五十日を標準とし、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案して、増減するものとする。」としているが、ここに示された開館標準日数は、国民の権利を保障するには時代錯誤とも言うべき少なさで参考に値しない。
- [12]「公立博物館の基準」第10条第2項は、「博物館は、利用の便宜のために、夜間開館日を設けるように努めるものとする。」とし、夜間開館の必要を認めている。
- [13]博物館法第3条第1項は、博物館がその目的を達成するために行う事業を掲げるが、その第3号に「一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。」とある。
- [14]例えば、歴史博物館、民俗博物館、美術館、科学博物館、動物園等を個別に設置する。
- [15]「公立博物館の基準」第2条第1号は、「総合博物館」とは、人文科学及び自然科学の両分野にわたる資料を総合的な立場から扱う博物館をいう。」と定めている。
- [16]「公立博物館の基準」第3条第2項は、「市町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、地域社会の生活、文化、自然等と深い関連を有する資料を主として扱う総合博物館、人文系博物館又は自然系博物館を設置するものとする。」と定めているが、ここで言うところの「地域社会の生活、文化、自然等と深い関連を有する資料」を、その地域に由来する資料と解釈してはならない。それは、むしろ住民がその地域に於て生活する際に、そしてまたその地の文化や自然を理解する際に必要な資料と考えるべきものである。

《付記》

本稿は、筆者が東北学院大学で担当している博物館実習の平成4年度における講義の原稿の一部（4月20日・27日・5月11日・18日、及び4月21日・5月12日・19日・26日の分）に「はじめに」「おわりに」「注」を付け加えたもので

ある。ここで取り上げた問題については、既に平成元年度以来の同実習の講義においてしばしば触れてきたところであり、また『東北学院大学博物館学芸員課程報』に寄稿したところでもある。しかし、本稿以前に発表・発言してきた内容と本稿との間には聊か矛盾する箇所がある。それらについては、本稿をもって訂正することをお断りしておく。

（平成4年11月14日記）